



目 次

条例

- [埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例のあらまし\(食品安全課\)](#)
- [埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例\(食品安全課\)](#)

規則

- [埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

告示

- [特別保護地区の指定\(奥秩父\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(新座\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(喜多院\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(堂平山\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(大血川奥\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(奥秩父\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(観音山\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(越生中学校\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(菰ヶ丘小学校\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(高篠中学校\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(遺跡の森総合公園\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(智光山公園\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(笹井小学校\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(立正大学・文殊寺\)\(みどり自然課\)](#)
- [鳥獣保護区の更新\(大吉\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(越生ゴルフ場\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(比企北部\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(行田\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(南河原\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(杉戸・宮代\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(美里・甘粕\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(大島新田\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(中川\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(北足立\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(大附\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(黒浜\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(栗橋\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(北川辺\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(白岡\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(小林\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(白岡第二\)\(みどり自然課\)](#)
- [特定猟具使用禁止区域の指定\(上栢間\)\(みどり自然課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)

- [中里用水土地改良区の役員退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [元荒川土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [県道日高川島線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十二号）（食品
安全課）

- 一 趣旨
薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備
- 二 内容
薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴い、同法を引用する食品の定義につ
いて規定を整備する。

三 施行期日

平成二十六年十一月二十五日

条 例

埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五十三号

埼玉県食の安全・安心条例の一部を改正する条例

埼玉県食の安全・安心条例（平成十六年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第十四号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次の

ように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名 称	課 程	学 科	男・女 ・共学 の別	生 徒 定 員				
				1年	2年	3年	4年	計
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	男	1,120				
	定時制	普通科	男	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷高等学校	全日制	普通科	男	360	360	360		1,080
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立川越高等学校	全日制	普通科	男	400	360	360		1,120
埼玉県立春日部高等学校	全日制	普通科	男	360	400	360		1,120
	定時制	普通科	共	80	80	80	80	320
埼玉県立松山高等学校	全日制	普通科	男	280	320	320		920
		理数科	男	40	40	40		120
埼玉県立川口高等学校	全日制	普通科	共	360	360	320		1,040
埼玉県立浦和第一女子高等学校	全日制	普通科	女	360	360	400		1,120
	定時制	普通科	女	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷女子高等学校	全日制	普通科	女	360	360	360		1,080
埼玉県立川越女子高等学校	全日制	普通科	女	400	360	360		1,120
埼玉県立進修館高等学校	全日制	普通科	共	120				
		総合学科	共	560				
		電気システム科	共	40				
				40	40			80
		情報メディア科	共	40				
				40	40			80
埼玉県立春日部女子高等学校	全日制	普通科	女	280	280	280		840
		外国語科	女	40	40	40		120
埼玉県立松山女子高等学校	全日制	普通科	女	320	320	320		960
埼玉県立深谷第一高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立鴻巣女子高等学校	全日制	普通科	女	120	120	120		360
		保育科	女	40	40	40		120
		家政科学科	女	40	40	40		120
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	共	360				
		福祉科	共	240				
埼玉県立常盤高等学校	全日制	看護科	共	80	80	80		240
	専攻科	看護専攻科	共	80	80			160
埼玉県立浦和西高等学校	全日制	普通科	共	360	400	360		1,120
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	共	960				
		外国語科	共	120				
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	共	960				
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立児玉高等学校	全日制	普通科	共	160	200	200		560

埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立越谷南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	320		1,040
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立北本高等学校	全日制	普通科	共	200	240	240		680
埼玉県立川越南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立熊谷西高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立三郷高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立草加南高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立大宮武蔵野高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立富士見高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	共					880
埼玉県立羽生第一高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立上尾南高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立春日部東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		人文学科	共	40	40	40		120
埼玉県立白岡高等学校	全日制	普通科	共	200	240	240		680
埼玉県立杉戸高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立川口東高等学校	全日制	普通科	共	280	320	320		920
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	共					1,000
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立鷺宮高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立朝霞西高等学校	全日制	普通科	共	320	360	360		1,040
埼玉県立川越西高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立所沢西高等学校	全日制	普通科	共	320	320	360		1,000
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	共					1,000
埼玉県立妻沼高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
		普通科	共	360	320	320		1,000
埼玉県立大宮東高等学校	全日制	普通科	共	280	240	240		760
		体育科	共	80	80	80		240
埼玉県立南稜高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立桶川西高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立所沢中央高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立草加東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立三郷北高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立庄和高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立松伏高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
		音楽科	共	40	40	40		120
埼玉県立岩槻北陵高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立大宮南高等学校	全日制	普通科	共	360	360	320		1,040
埼玉県立狭山清陵高等学校	全日制	普通科	共	240	280	240		760

埼玉県立飯能高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	共					1,000
	定時制	普通科	共	80	80	80	80	320
埼玉県立久喜高等学校	全日制	普通科	女	280	280	280		840
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立小川高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立秩父高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立大宮高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	共					360
埼玉県立蕨高等学校	全日制	普通科	共	360	320	320		1,000
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立草加高等学校	全日制	普通科	共	360	360	320		1,040
	定時制	普通科	共				40	40
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	共					1,000
	定時制	普通科	共	80	80	80	80	320
埼玉県立岩槻高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
		国際文化科	共	40	40	40		120
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立越谷北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
		理数科	共	40	40	40		120
埼玉県立坂戸高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
		外国語科	共	40	40	40		120
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	共					360
	定時制	普通科	共				40	40
		総合学科	共					480
埼玉県立桶川高等学校	全日制	普通科	共	320	320	320		960
埼玉県立和光高等学校	全日制	普通科	共	200	200	240		640
埼玉県立越生高等学校	全日制	普通科	共	120	120	120		360
		美術科	共	40	40	40		120
埼玉県立新座高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立ふじみ野高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
		スポーツサイエンス科	共	80	80	80		240
埼玉県立八潮高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立川口北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	共					720
埼玉県立志木高等学校	全日制	普通科	共	280	280	320		880
埼玉県立所沢北高等学校	全日制	普通科	共	360	360	400		1,120
埼玉県立日高高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
埼玉県立深谷高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720

	定時制	工業技術科	共					320
埼玉県立久喜工業高等学校	全日制	電気科	共	40	40	40		120
		工業化学科	共	40	40	40		120
		機械科	共	80	80	80		240
		環境科学科	共	40	40	40		120
		情報技術科	共	40	40	40		120
		埼玉県立春日部工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80
		建築科	共	80	80	80	240	
		電気科	共	80	80	80	240	
埼玉県立熊谷工業高等学校	全日制	電気科	共	40	40	40	120	
		建築科	共	40	40	40	120	
		土木科	共	40	40	40	120	
		機械科	共	80	80	80	240	
		情報技術科	共	40	40	40	120	
埼玉県立三郷工業技術高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80	240	
		電子機械科	共	40	40	40	120	
		電気科	共	40	40	40	120	
		情報技術科	共	40	40	40	120	
		情報電子科	共	40	40	40	120	
埼玉県立深谷商業高等学校	全日制	商業科	共	160	160	160	480	
		会計科	共	40	40	40	120	
		情報処理科	共	80	80	80	240	
		専攻科	情報会計専攻科	共	40	40		80
	埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	共				720
埼玉県立岩槻商業高等学校	全日制	商業科	共	120	120	120	360	
		情報処理科	共	80	80	80	240	
埼玉県立浦和商业高等学校	全日制	商業科	共	200	160	160	520	
		情報処理科	共	80	80	80	240	
		埼玉県立大宮商業高等学校	全日制	商業科	共	240	240	240
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
		商業科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立熊谷商業高等学校	全日制	商業科	共	160	160	160	480	
		情報処理科	共	80	80	80	240	

埼玉県立越谷東高等学校	全日制	普通科	共	280	280	280		840
埼玉県立宮代高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立浦和東高等学校	全日制	普通科	共	320	320	360		1,000
埼玉県立上尾橘高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
埼玉県立川越初雁高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立入間向陽高等学校	全日制	普通科	共	320	360	320		1,000
埼玉県立草加西高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
埼玉県立川口青陵高等学校	全日制	普通科	共	320	280	280		880
埼玉県立伊奈学園総合高等学校	全日制	普通科	共	800	800	800		2,400
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	共					120
		音楽科	共					120
		映像芸術科	共					120
		舞台芸術科	共					120
埼玉県立川越工業高等学校	全日制	デザイン科	共	40	40	40		120
		建築科	共	40	40	40	120	
		機械科	共	80	80	80	240	
		電気科	共	40	40	40	120	
			化学科	共	80	80	80	240
		定時制	普通科	共				160
			工業技術科	共				320
埼玉県立川口工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80	240	
		電気科	共	80	80	80	240	
		情報通信科	共	80	80	80	240	
		定時制	工業技術科	共				320
埼玉県立浦和工業高等学校	全日制	電気科	共	80	80	80	240	
		機械科	共	80	80	80	240	
		設備システム科	共	40	40	40	120	
		情報技術科	共	40	40	40	120	
		埼玉県立狭山工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80
		電気科	共	80	80	80	240	
		電子機械科	共	80	80	80	240	
埼玉県立大宮工業高等学校	全日制	機械科	共	80	80	80	240	
		電気科	共	40	40	40	120	
		建築科	共	80	80	80	240	
		電子機械科	共	80	80	80	240	

		情報管理科	共	80	80	80		240
埼玉県立八潮南高等学校	全日制	普通科	共	80	80	80		240
		商業科	共	80	80	80		240
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	普通科	共	200	240	240		680
		美術科	共	40	40	40		120
		音楽科	共	40	40	40		120
		書道科	共	40	40	40		120
埼玉県立和光国際高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		外国語科	共	80	80	80		240
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	共					960
埼玉県立鳩ヶ谷高等学校	全日制	普通科	共	160	160	160		480
		園芸デザイン科	共	40	40	40		120
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立秩父農工科学高等学校	全日制	農業科	共	40	40	40		120
		食品化学科	共	40	40	40		120
		森林科学科	共	40	40	40		120
		電気システム科	共	40	40	40		120
		機械システム科	共	40	40	40		120
		ライフデザイン科	共	40	40	40		120
		フードデザイン科	共	40	40	40		120
		定時制	普通科	共	40	40	40	40
	専攻科	情報機械システム専攻科	共	20	20			40
埼玉県立いずみ高等学校	全日制	生物生産科	共	40	40	40		120
		生物サイエンス科	共	40	40	40		120
		生物資源化学科	共	40	40	40		120
		環境デザイン科	共	40	40	40		120
		環境サイエンス科	共	40	40	40		120

埼玉県立皆野高等学校	全日制	商業科	共	80	80	80		240
		情報処理科	共	40	40	40		120
埼玉県立所沢商業高等学校	全日制	情報処理科	共	80	80	80		240
		国際流通科	共	80	80	80		240
		ビジネス会計科	共	80	80	80		240
埼玉県立狭山経済高等学校	全日制	流通経済科	共	80	80	80		240
		会計科	共	80	80	80		240
		情報処理科	共	80	80	80		240
埼玉県立熊谷農業高等学校	全日制	食品科学科	共	40	40	40		120
		生物生産工学科	共	80	80	80		240
		生活技術科	共	80	80	80		240
		生物生産技術科	共	80	80	80		240
		生物生産技術科	共	40	40	40		120
埼玉県立杉戸農業高等学校	全日制	園芸科	共	40	40	40		120
		造園科	共	40	40	40		120
		食品流通科	共	40	40	40		120
		生活技術科	共	40	40	40		120
		生物生産工学科	共	40	40	40		120
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	共					720
埼玉県立与野高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
埼玉県立鴻巣高等学校	全日制	普通科	共	200	200	200		600
		商業科	共	80	80	80		240
埼玉県立所沢高等学校	全日制	普通科	共	360	360	360		1,080
	定時制	普通科	共	40	40	40	40	160
埼玉県立上尾高等学校	全日制	普通科	共	240	240	240		720
		商業科	共	120	120	120		360
		定時制	普通科	共	40	40	40	40
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	共					720
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	共					960
埼玉県立鳩山高等学校	全日制	普通科	共	120	120	120		360

埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	共	960
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	共	960
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	共	6,000
	定時制	普通科	共	800

備考

1 単位制による課程を設置する学校の当該課程の生徒定員は、次の表のとおりとする。

学 校 名	課 程	学 科	生 徒 定 員
埼玉県立大宮中央高等学校	通信制	普通科	2,000
	定時制	普通科	800
埼玉県立久喜北陽高等学校	全日制	総合学科	960
埼玉県立川越総合高等学校	全日制	総合学科	720
埼玉県立浦和北高等学校	全日制	普通科	1,000
埼玉県立進修館高等学校	全日制	普通科	120
		総合学科	560
		電気システム科	40
		情報メディア科	40
		ものづくり科	40
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	640
埼玉県立浦和高等学校	全日制	普通科	1,120
埼玉県立芸術総合高等学校	全日制	美術科	120
		音楽科	120
		映像芸術科	120
		舞台芸術科	120
埼玉県立川越工業高等学校	定時制	普通科	160
		工業技術科	320
埼玉県立川口工業高等学校	定時制	工業技術科	320
埼玉県立大宮工業高等学校	定時制	工業技術科	320
埼玉県立越ヶ谷高等学校	全日制	普通科	1,000
埼玉県立坂戸西高等学校	全日制	普通科	1,000
埼玉県立小鹿野高等学校	全日制	総合学科	360
埼玉県立朝霞高等学校	全日制	普通科	1,000
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立滑川総合高等学校	全日制	総合学科	880
埼玉県立誠和福祉高等学校	全日制	総合学科	360
		福祉科	240
埼玉県立不動岡高等学校	全日制	普通科	960
		外国語科	120
埼玉県立上尾鷹の台高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立新座柳瀬高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立鶴ヶ島清風高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立寄居城北高等学校	全日制	総合学科	720

埼玉県立児玉白楊高等学校	全日制	環境建設科	共	40	40	40	120	
		生物資源科	共	40	40	40	120	
		環境デザイン科	共	40	40	40	120	
		機械科	共	40	40	40	120	
埼玉県立羽生実業高等学校	全日制	電子機械科	共	40	40	40	120	
		園芸科	共	40	40	40	120	
		農業経済科	共	40	40	40	120	
		商業科	共	40	40	40	120	
埼玉県立新座総合技術高等学校	全日制	ビジネス会計科	共	40	40	40	120	
		情報処理科	共	40	80	80	200	
		電子機械科	共	40	40	40	120	
		情報技術科	共	40	40	40	120	
		デザイン科	共	40	40	40	120	
		総合ビジネス科	共	80	80	80	240	
埼玉県立越谷総合技術高等学校	全日制	服飾デザイン科	共	40	40	40	120	
		食物調理科	共	40	40	40	120	
埼玉県立越谷総合技術高等学校	専攻科	デザイン専攻科	共	15	15		30	
		電子機械科	共	80	80	80	240	
埼玉県立越谷総合技術高等学校	全日制	情報技術科	共	40	40	40	120	
		流通経済科	共	40	40	40	120	
		情報処理科	共	40	40	40	120	
		服飾デザイン科	共	40	40	40	120	
		食物調理科	共	40	40	40	120	
埼玉県立羽生高等学校	定時制	普通科	共					640
埼玉県立戸田翔陽高等学校	定時制	総合学科	共					960

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

埼玉県立狭山緑陽高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立蓮田松韻高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立栗橋北彩高等学校	全日制	普通科	720
埼玉県立吹上秋桜高等学校	定時制	総合学科	960
埼玉県立本庄高等学校	全日制	普通科	960
埼玉県立吉川美南高等学校	全日制	総合学科	360
	定時制	総合学科	480
埼玉県立幸手桜高等学校	全日制	総合学科	720
埼玉県立豊岡高等学校	全日制	普通科	960

2 全日制の課程普通科に外国語コース、情報コース、体育コース、情報ビジネスコース又は情報コミュニケーションコースを設置する学校の当該コースの生徒定員は、次の表のとおりとする。

外国語コース

学 校 名	課 程	生 徒 定 員			
		1年	2年	3年	計
埼玉県立大宮光陵高等学校	全日制	40	40	40	120

情報コース

学 校 名	課 程	生 徒 定 員			
		1年	2年	3年	計
埼玉県立日高高等学校	全日制	40	40	40	120
埼玉県立上尾橘高等学校	全日制	80	80	80	240
埼玉県立三郷高等学校	全日制	40	40	40	120

体育コース

学 校 名	課 程	生 徒 定 員			
		1年	2年	3年	計
埼玉県立八潮高等学校	全日制	40	40	40	120
埼玉県立飯能南高等学校	全日制	80	80	80	240
埼玉県立児玉高等学校	全日制	40	40	40	120

情報ビジネスコース

学 校 名	課 程	生 徒 定 員			
		1年	2年	3年	計
埼玉県立松伏高等学校	全日制	80	80	80	240

情報コミュニケーションコース

学 校 名	課 程	生 徒 定 員			
		1年	2年	3年	計
埼玉県立白岡高等学校	全日制	40	80	80	200

3 保護者の転勤等に伴う転入学及び第16条第4項に規定する入学に係る生徒定員は、埼玉県教育委員会教育長が別に定める。

告示

埼玉県告示第千三百九十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定により、次のとおり特別保護地区を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

奥秩父特別保護地区

二 区域

奥秩父鳥獣保護区のうち、秩父市大滝地内の国有林埼玉森林計画区五十六林班から六十一林班までの区域。(千九百四十三・七ヘクタール)

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定特別保護地区の指定目的

当該区域は、長野県及び山梨県と県境を接する埼玉県の最西部に位置する。その自然環境は亜高山帯又は山地帯に属し、森林としての自然状態がよく保たれている。

また、当該区域では、ニホンカモシカ(特別天然記念物)をはじめ、クビワコウモリやクマタカ(いずれも本県のレッドデータブックで絶滅危惧 B 類(絶滅の危機に瀕している種で、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの)に分類)、ツキノワグマ(同 類(絶滅の危険が増大している種)に分類)など、希少な種や、生息分布が局限されている種の生息が確認又は推定されている。

さらに、当該区域は、森林と一体となって自然生態系を構成する生物の遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資することを目的に指定されている「秩父山地森林生物遺伝資源保存林」の一部であり、野生生物の移動経路を確保し、その生育・生息地の拡大と相互交流を促すことを目的に指定された「秩父山地緑の回廊」の一部でもある。

このように、当該区域は、本県における生物多様性の保全と野生鳥獣の保護繁殖を図る上で極めて重要な地域であることから、法第二十九条第一項に基づく特別保護地区に指定し、森林鳥獣の生息地の保護を図るものである。

告示

埼玉県告示第千二百九十二号

平成十六年埼玉県告示第二千四十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る新座鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

新座鳥獣保護区

二 区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した新座町鳥獣保護区の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千二百九十四号

平成十六年埼玉県告示第二千四十二号（鳥獣保護区の更新について）に係る喜多院鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

喜多院鳥獣保護区

二 区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

平成十六年埼玉県告示第千四百四十三号（鳥獣保護区の更新について）に係る堂平山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

堂平山鳥獣保護区

二 区域

昭和五十九年埼玉県告示第千五百五十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

この区域は、外秩父山地中央部に位置し、標高が概ね二百メートルから八百メートルの低山帯に属する。多様な鳥獣が生息しており、それらの保護を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十六号

平成十六年埼玉県告示第二千四十四号（鳥獣保護区の更新について）に係る大血川奥鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

大血川奥鳥獣保護区

二 区域

平成十六年埼玉県告示第二千四十四号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

この区域は、秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、広葉樹や針葉樹などから構成される多様な森林植生を有している。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。これらの鳥獣の保護を図り、生物の多様性を確保することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千三百九十七号

平成十六年埼玉県告示第二千四十五号（鳥獣保護区の更新について）に係る奥秩父鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

奥秩父鳥獣保護区

二 区域

平成十年埼玉県告示第千三百七十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

この区域は、秩父多摩甲斐国立公園内に位置し、広葉樹や針葉樹などから構成される多様な森林植生を有している。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。これらの鳥獣の保護を図り、生物の多様性を確保することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

平成十六年埼玉県告示第二千三十九号（鳥獣保護区の変更について）に係る観音山鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

観音山鳥獣保護区

二 区域

平成十六年埼玉県告示第二千三十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

この区域は、県立西秩父自然公園の一角に位置し、二次林と植林地が混在する山林地域と田畑や住宅が点在する山村地域からなり、合角ダムのダム湖がある。大型哺乳類をはじめとして、多くの鳥獣が生息している。自然に対する理解を深め、鳥獣を保護することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百九十九号

平成十六年埼玉県告示第二千四十六号（鳥獣保護区の更新について）に係る越生中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

越生中学校鳥獣保護区

二 区域

平成六年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千四百号

平成十六年埼玉県告示第二千四十七号（鳥獣保護区の更新について）に係る萩ヶ丘小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

萩ヶ丘小学校鳥獣保護区

二 区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した平中学校鳥獣保護区の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千四百一号

平成十六年埼玉県告示第二千四十八号（鳥獣保護区の更新について）に係る高篠中学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

高篠中学校鳥獣保護区

二 区域

昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千四百二号

平成十八年埼玉県告示第千八百四十号（鳥獣保護区の変更について）に係る遺跡の森総合公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

遺跡の森総合公園鳥獣保護区

二 区域

昭和六十年埼玉県告示第千六百九十一号で告示した美里中学校鳥獣保護区の区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告 示

埼玉県告示第千四百三三号

平成十六年埼玉県告示第二千五十号（鳥獣保護区の更新について）に係る智光山公園鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

智光山公園鳥獣保護区

二 区域

平成十六年埼玉県告示第千四百七十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千四百四号

平成十六年埼玉県告示第二千五百一十一号（鳥獣保護区の更新について）に係る笹井小学校鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

笹井小学校鳥獣保護区

二 区域

平成十六年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千四百五号

平成十六年埼玉県告示第二千三十七号（鳥獣保護区の指定について）に係る立正大学・文殊寺鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

立正大学・文殊寺鳥獣保護区

二 区域

平成十六年埼玉県告示第二千三十七号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千四百六号

平成十六年埼玉県告示第二千三十八号（鳥獣保護区の指定について）に係る大吉鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

大吉鳥獣保護区

二 区域

平成十六年埼玉県告示第二千三十八号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 保護に関する指針

イ 県指定鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

ロ 県指定鳥獣保護区の指定目的

鳥獣保護思想の普及

告示

埼玉県告示第千四百七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

越生ゴルフ場特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

昭和四十九年埼玉県告示第千二百九十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

比企北部特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成十九年埼玉県告示第千五百七十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

行田特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

南河原特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成六年埼玉県告示第千四百八十五号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

杉戸・宮代特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十二年埼玉県告示第千三百七十号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

美里・甘粕特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成六年埼玉県告示第千四百八十九号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百二十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

大島新田特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十年埼玉県告示第千四百二十一号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

中川特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

平成二十六年埼玉県告示第二千五十二号で告示した区域

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

北足立特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

川口市	昭和四十三年埼玉県告示第八百六十九号で告示した川口鳥獣保護区及び昭和六十一年埼玉県告示第千五百九十九号で告示した旧芝川鳥獣保護区の区域を除く区域
戸田市	平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
蕨市	全域
さいたま市	昭和六十二年埼玉県告示第千五百九十九号及び平成十四年埼玉県告示第千九百四十六号で告示した大宮公園鳥獣保護区、平成十七年埼玉県告示第二千六百号で告示した荒川南部鳥獣保護区並びに岩槻区の区域を除く区域
上尾市	平成九年埼玉県告示第千四百七十二号で告示した上尾鳥獣保護区及び平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
桶川市	平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域
北本市	平成九年埼玉県告示第千四百七十三号で告示した北本鳥獣保護区及び平成二十三年埼玉県告示第千二百五十五号で告示した荒川指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用禁止）の区域を除く区域

朝霞市	和光市	伊奈町	北足立郡	<p style="text-align: right;">鴻巣市</p> <p>平成二十五年埼玉県告示第千四百四十七号で告示した区域に、次の区域を加えた区域</p> <p>県道加須鴻巣線と鴻巣市と加須市の境界との交点を起点とし、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道J 十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道A 二千八号線との接点に至り、同地点から鴻巣市道J 七十七号線に沿って南東に進み、鴻巣市道J 六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市道J 百五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J 百六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、鴻巣市道J 八十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、鴻巣市道J 百十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、県道笠原菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、鴻巣市道J 八十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、鴻巣市道J 百十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、県道行田蓮田線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、鴻巣市と久喜市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東のち南東のち北東のち北に進み、鴻巣市、加須市と久喜市の境界に至り、同地点から鴻巣市と加須市の境界に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域</p> <p style="text-align: center;">全域</p> <p>平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域</p> <p>平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域</p>
-----	-----	-----	------	---

新座市	昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した新座町鳥獣保護区（現新座鳥獣保護区）の区域を除く区域
志木市	昭和六十三年埼玉県告示第四百六十六号で告示した新河岸川・柳瀬川鳥獣保護区及び平成十七年埼玉県告示第二千六号で告示した荒川南部鳥獣保護区の区域を除く区域
比企郡 川島町	平成八年埼玉県告示第千六百六号で告示した区域
草加市	全域

（面積四万七千三百五十八・三ヘクタール）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百十六号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

大附特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

比企郡ときがわ町大字西平地内における県道大野東松山線とときがわ町道一十一号線との接点を起点とし、同県道に沿って東に進み、県道飯能寄居線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、ときがわ町道一十二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、ときがわ町道一十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、人間郡越生町と比企郡ときがわ町の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、ときがわ町道千五百六十七号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北西に進み、ときがわ町道千五百六十四号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って南に進み、ときがわ町道千五百七十二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、ときがわ町道二三十二号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って西に進み、ときがわ町道一十一号線との接点に至り、同地点から同町道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

ただし、昭和三十九年埼玉県告示第七百三十号で告示した平中学校鳥獣保護区（現萩ヶ丘小学校鳥獣保護区）の区域を除く。

（面積五百八十四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十九年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百十七号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

黒浜特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

白岡市篠津地内における県道さいたま栗橋線と黒沼用水路との交点を起点とし、同用水路に沿って南東に進み、白岡市道百十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東へ進み、白岡市道二百三十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東へ進み、ＪＲ東北新幹線との交点に至り、同地点から同鉄道に沿って北東に進み、東北自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って北西へ進み、久喜市と白岡市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北東のち南東のち南のち北東に進み、白岡市道七千二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道七千四百十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道七千四百二十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道七千七十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東へ進み、白岡市道七千四百三十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道七千四百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、白岡市道七千八百十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、白岡市道七千四百七十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南へ進み、白岡市道二百二十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道二百十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、東北自動車道との接点に至り、同地点から同自動車道に沿って南に進み、蓮田市と白岡市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、さいたま市、蓮田市と白岡市の境界に至り、同地点からさいたま市と蓮田市の境界に沿って南東に進み、一級河川元荒川との接点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、東北自動車道との交点を経て、さいたま市、上尾市と蓮田市の境界に至り、同地点から上尾市と蓮田市の境界に沿って北西に進み、ＪＲ東北本線との交点を経て、上尾市、蓮田市と北足立郡伊奈町の境界に至り、同地点から蓮田市と北足立郡伊奈町の境界に沿って北に進み、蓮田市道六百五十四号線との接点に至り、同地点か

ら同市道に沿って東に進み、蓮田市道六百二十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、蓮田市道五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、一般国道百二十二号との接点に至り、同地点から同国道に沿って北に進み、蓮田市と白岡市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、白岡市道二千四百四十一号線と白岡市道二千五百五十六号線の接点から南に延長した直線との交点に至り、同地点から同直線に沿って北に進み、同接点に至り、同地点から白岡市道二千五百五十六号線に沿って北西のち北に進み、白岡市道二千五百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、白岡市道二千零八十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北のち西に進み、白岡市道二千零八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市道二千二百二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市道二千二百二十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道二千二百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市道二百一十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道二千九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市と白岡市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

(面積二千八百七十三・三ヘクタール)

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

栗橋特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

加須市、久喜市と茨城県古河市の境界を起点とし、同地点から久喜市と茨城県古河市の境界に沿って南東に進み、久喜市と茨城県猿島郡五霞町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南東に進み、JR東北新幹線との接点に至り、同地点から同鉄道に沿って南西に進み、一般国道四号との接点に至り、同地点から同国道に沿って南東に進み、久喜市道栗橋三百四十三号線との接点に至り、同地点から久喜市と幸手市の境界に沿って南西に進み、久喜市道栗橋五百二十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、県道阿佐間幸手線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、久喜市と幸手市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って西に進み、幸手市、旧鷺宮町（平成二十二年三月二十三日の合併以前の鷺宮町をいう。以下同じ）と旧栗橋町（平成二十二年三月二十三日の合併以前の栗橋町をいう。以下同じ）の境界に至り、同地点から旧鷺宮町と旧栗橋町の境界に沿って西に進み、加須市と久喜市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、一般国道百二十五号との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、久喜市道栗橋二百四十七号線と稲荷木落排水路との交点に至り、同地点から同排水路に沿って北に進み、加須市道百十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、東川用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北に進み、加須市道大二千二百三十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、県道利根川自転車道線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、加須市と久喜市の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

（面積千五百七十八ヘクタール）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

告 示

埼玉県告示第千四百十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

北川辺特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

加須市柳生地内において、加須市道二百一号線と東武鉄道日光線との交点を起点とし、同地点から同鉄道に沿って南東に進み、加須市道北千四十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道北千四十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市と群馬県邑楽郡板倉町の境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って東に進み、加須市道北千五十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市道北千五十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、加須市道百一号線との接点に至り、同地点から同国道に沿って南に進み、一般国道三百五十四号との接点に至り、同地点から同国道に沿って西に進み、加須市道百四号線との接点に至り、同地点を同市道に沿って南に進み、加須市道北千四百二十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、県道柳生停車場線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、加須市道北千百十八号線との接点に至り、同地点を同市道に沿って南に進み、加須市道北千二百三十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、第一号排水路（飯積用水路）との接点に至り、同地点から同排水路に沿って南西に進み、加須市道百四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、加須市道北千二百五十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、加須市道北千二百四十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、県道柳生停車場線との接点に至り、さらに北に進み、加須市麦倉地内の鷲神社先の旧合の川堤防敷との接点に至り、同地点から同堤防敷に沿って北東に進み、加須市道北千百十一号線を西に延長した直線との交点に至り、同地点から同直線に沿って東に進み、同市道との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、加須市道北千九十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道二百一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域及び、加須市柏戸地内において加須市道北千二十四号線と一般国道三百五十

四号との接点を起点とし、同地点から同国道に沿って南東に進み、県道飯積向古河線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南に進み、加須市道百十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、加須市道北二千三百六十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、渡良瀬川堤防上の管理用道路との接点に至り、同地点から同管理用道路を南に進み、加須市道二百九号線から同管理用道路への進入道との接点に至り、同地点から同進入道に沿って北西に進み、加須市道二百九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、加須市道北二千二百九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、利根川堤防犬走堀との交点に至り、同地点から同堀に沿って北西に進み、加須市道北千四百二十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道北千四百三十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道二百八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、加須市道北千三百六十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道百五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、加須市道北二千二百二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道百七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、加須市道北二千六百四十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、加須市道北二千二百四十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、加須市道北二千九十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、加須市道北二千七百七十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道北二千六十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道百六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、加須市道北二千三百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、加須市道北二千三百四十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、加須市道北二千二十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西のち南東に進み、起点に至る線で囲まれた区域

(面積五百三十七ヘクタール)

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十四年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器

告示

埼玉県告示第千四百二十号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

白岡特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

蓮田市と白岡市の境界と一般国道百二十二号との交点（新根金橋）を起点とし、同地点から同境界に沿って南西のち北西に進み、久喜市、蓮田市と白岡市の境界に至り、同地点から蓮田市と白岡市の境界に沿って北東のち南東に進み、同境界と一般国道百二十二号との交点（新河原井橋）を経て、白岡市道二千九十一号線を北東に延長した直線との接点に至り、同地点から同直線に沿って南西に進み、白岡市道二千九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道二百十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、白岡市道二千二百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、白岡市道二千二百二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、白岡市道二千五百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、白岡市道二千五百四十一号線との接点に至り、同地点から南に進み、蓮田市と白岡市の境界に至り、同地点から同境界に沿って南西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

ただし、一般国道百二十二号と白岡市道百十六号線の接点を起点とし、同国道に沿って北に進み、隼人堀川との交点（隼人堀橋）に至り、同地点から同河川に沿って南東に進み、白岡市道百十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西へ進み、起点に至る線で囲まれた区域を除く。

（面積四百二十四・九ヘクタール）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十五年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百二十一号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

小林特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町小林地内において、久喜市道菖蒲二千七百四十七号線を北東に延長した直線と久喜市道菖蒲二千二百五十三号線との交点を起点とし、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲五十二号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、附廻堀との交点に至り、同地点から同堀に沿って東のち南に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千八百八十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、同市道を延長した直線と見沼代用水路との交点に至り、同地点から同用水路に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十八号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百五十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲千七百四十五号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西のち南西のち北西に進み、久喜市道菖蒲千七百四十五号線を南東に進み、久喜市と白岡市との境界との接点に至り、同地点から同境界に沿って南西のち南のち南西のち北西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十一号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、首都圏中央連絡自動車道との交点に至り、同地点から同自動車道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千六百九十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千四百十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市菖蒲町小林と久喜市菖蒲町下栢間との境界の接点に至り、同地点から同境界を北西に進

み、久喜市道菖蒲七十四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千四百二十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道川越栗橋線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千三百九十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百四十七号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、県道下石戸上菖蒲線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十九号線との接点に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、加須市、鴻巣市と久喜市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北に進み、加須市、鴻巣市と久喜市との境界に至り、同地点から加須市と久喜市との境界に沿って北東のち南東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、久喜市道菖蒲二千二百五十三号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東南に進み起点に至る線で囲まれた区域（面積六百六十一・四ヘクタール）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告 示

埼玉県告示第千四百二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

白岡第二特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

白岡市寺塚地内において、東北自動車道と県道春日部菖蒲線との交点を起点とし、同地点から同自動車道に沿って北西に進み、白岡市道二百二十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東へ進み、白岡市道百二十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、白岡市道七千四百七十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、白岡市道七千八百十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、白岡市道七千四百七十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北に進み、白岡市道七千四百三十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、白岡市道七千七百九十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西へ進み、白岡市道七千四百二十九号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西へ進み、白岡市道七千四百百十七号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市道七千二百二十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北西に進み、白岡市と久喜市との境界に至り、同地点から同境界に沿って北東に進み、さらに南東に進み、久喜市、白岡市と南埼玉郡宮代町との境界に至り、同地点から白岡市と宮代町の境界に沿って南に進み、県道さいたま幸手線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南東に進み、白岡市道百六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、白岡市道百五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、白岡市道九千四百二十号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道九千四百四十二号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南西に進み、白岡市道二百十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、白岡市道百四号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って西に進み、県道さいたま幸手線との接点に至り、同地点から同県道に沿って南西に進み、さいたま市と白岡市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西へ進み、さらに南へ進み、さいたま市、蓮田市と白岡市の境界に至り、同地点から白岡市と蓮田市との境界に沿って西へ進み、東北自動車道との交点に

至り、同地点から同自動車道に沿って北に進み、起点に至る線で囲まれた区域

(面積六百九十六・五ヘクタール)

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成二十七年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百二十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

上栢間特定猟具使用禁止区域（銃）

二 区域

久喜市菖蒲町上栢間地内において、県道川越栗橋線と栢間赤堀との交点（赤堀橋）を起点とし、同地点から同県道に沿って南西に進み、久喜市と桶川市の境界との交点に至り、同地点から同境界に沿って北西に進み、鴻巣市、桶川市と久喜市との境界に至り、同地点から鴻巣市と久喜市との境界に沿って北西に進み、県道行田蓮田線との交点を経て、さらに北東のち南東のち北東のち北西に進み、同境界と久喜市道菖蒲二千四百九十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲十五号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十九号線との交点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千七百四十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って東に進み、県道下石戸上菖蒲線との交点に至り、同地点を同県道に沿って北東に進み、久喜市道菖蒲二千四百六十六号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千四百七十三号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十五号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至り、同地点から同市道に沿って南東に進み、久喜市道菖蒲二千四百五十一号線との接点に至る線で囲まれた区域

（面積二百五十三・七ヘクタール）

三 存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

四 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

告示

埼玉県告示第千四百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社イトーヨーカ堂川越店

埼玉県川越市新富町一丁目二十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 亀井淳

東京都千代田区二番町八番地八

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井和久

東京都千代田区二番町八番地八

ハ 変更年月日

平成二十六年五月十五日

ニ 届出年月日

平成二十六年十月一日

三 縦覧期間

平成二十六年十月二十八日から平成二十七年二月二十八日まで

四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

五 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年十月二十八日から平成二十七年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千四百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中里用土地利用改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	馬 場 和 夫	埼玉県坂戸市大字中里二百五十五
監事	馬 場 武 夫	埼玉県坂戸市大字中里二百六十一

告示

埼玉県告示第千四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
羽生領島中領用排水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任し
た者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	武井國昭	埼玉県羽生市南五丁目十八番地十二
同	奈良原良夫	同 大字下岩瀬四百六十四番地
同	今井義郎	同 同 上川俣千四百四十二番地
同	吉岡榮市	同 同 秀安百十五番地
同	坂田修一	同 同 北荻島七百十番地
同	杉山裕	同 同 藤井上組百三十三番地
同	河田昌	同 同 三田ヶ谷二百七十二番地
同	尾上隆男	同 同 下村君二千三百二十二番地一
同	三井保男	同 同 加須市大越六百十二番地
同	齊藤香	同 同 上樋遣川三千七百十七番地
同	矢嶋正夫	同 同 下谷七十三番地
同	田村喜成	同 同 下三俣千八百八十八番地
同	大竹義男	同 同 杓子木四百五十四番地
同	吉澤安夫	同 同 細間千九十九番地
同	蓮見功	同 同 琴寄八百二十四番地
同	丸山辰夫	同 同 中渡六十番地一
同	金井榮治	同 同 久喜市佐間四百八十四番地
同	山田加藏	同 同 栗橋千四百五番地
同	山田達雄	同 同 中里五十二番地
監事	塩原隆夫	同 同 羽生市大字喜右エ門新田千五百四番地イ号
同	谷川幸夫	同 同 加須市杓子木三百六十五番地
同	籠宮博	同 同 久喜市新井四百二番地一
員外理事	野本陽一	同 同 加須市久下三丁目四百三十一番地
同	大橋良一	同 同 川口千六百三十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	武井 國昭	埼玉県羽生市南五丁目十八番十二
同	山口 登志男	同 大字小松千百九十二番地
同	春山 清	同 同 稻子三百二十番地一
同	竹村 耕一	同 同 加羽ヶ崎二百二十三番地
同	坂田 修一	同 同 北荻島七百十番地
同	大山 榮一	同 同 発戸千百七十四番地
同	河田 昌	同 同 三田ヶ谷二百七十二番地
同	尾上 隆男	同 同 同下村君二千三百二十二番地一
同	石川 元一	同 同 加須市外野二百三番地
同	小林 達夫	同 同 下樋遣川五千六百十一番地
同	三ツ木 英二	同 同 岡古井三十三番地一
同	田村 喜成	同 同 下三俣千八百八十八番地
同	大竹 義男	同 同 杓子木四百五十四番地
同	小野田 博哲	同 同 道目三百二十一番地
同	蓮見 功	同 同 琴寄三百二十一番地
同	丸山 辰夫	同 同 中渡六十番地一
同	山田 加藏	同 同 久喜市栗橋千四百五番地
同	金井 榮治	同 同 佐間四百八十四番地
同	山田 達雄	同 同 中里五十二番地
監事	鈴木 正雄	同 同 羽生市大字上川崎百四十七番地
同	大塚 次夫	同 同 加須市北平野十四番地三
同	籠宮 博	同 同 久喜市新井四百二番地一
員外理事	野本 陽一	同 同 加須市久下三丁目四百三十一番地
同	大橋 良一	同 同 川口千六百三十三番地

告 示

埼玉県告示第千四百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	田 口 稔	埼玉県さいたま市岩槻区大字末田二千五百九十番地
監事	藤 井 肇	同 越谷市大字小曾川四百六十一番地

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 日高川島線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
坂戸市大字赤尾字林台一九〇五 番地先から同市大字赤尾字林台 一九〇二番一地先まで		区 間
一一・〇八 二八・七四	一一・〇六 二八・七四	敷地の幅員 (メートル)
九八・三三		延長 (メートル)
交通安全整備工事		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年十月二十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年十月二十三日

指令川建セ第二六〇〇三八一号

二 検査済証番号

平成二十六年十月二十四日

川建セ第二六〇一〇〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字宮本千七百六十七番三の一部、千七百六十七番

十二、千七百六十七番十四、千七百六十九番十六、千七百七十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市の場新町十四番地二

株式会社 秀拓 代表取締役 米原 祥雅